

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

10. 文化施策の充実等

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実（「方針」P.22-23）

平成17年9月16日
(真室)

施策	現状	評価	課題
1. 質の高い展覧会の開催、促進、法的整備	<p>教育基本法（昭和22）及び社会教育法（昭和22）に基づく博物館法（昭和26）が博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定めている。</p> <p>「公立博物館の設置及び運営に関する望ましい基準」改定（平成15年）。</p> <p>指定管理者制度の導入（平成15年）。</p>	<p>博物館法は、日本の博物館の発展に大きく寄与してきたが、今日の時代の流れに対応し得ないところも出てきている。</p> <p>指定管理者による美術館・博物館の運営については、今後の推移を注意深く見守る必要がある。</p>	<p>全国の美術館・博物館（自然系を除く）約5千余館のうち、博物館法の適用を受けた登録博物館、相当施設は全体の2割強。残りの約8割は博物館類似施設。</p> <p>博物館法と関連法案が、現状にそぐわないのであれば、大幅な見直しも必要。</p>
2. 寄付等に係わる税制上の措置、所蔵品の充実	<p>様々な税制上の措置が講じられている。（「我が国の文化行政」（以下文化行政と略す）p.12-13参照）</p>	<p>美術館・博物館の社会的な役割の重要性を考えると、税制上の支援は不十分。</p> <p>「非営利法人制度」の導入（平成16）で税制優遇措置がより前進することになる。</p>	<p>特定公益増進法人認定の積極的な推進。</p> <p>個人所有重要文化財等譲渡の際の非課税措置適用などについての積極的推進。</p> <p>私立美術館等への優遇税制度の拡大。</p>
3. 鑑賞の機会の拡充、サービスの向上、登録美術品制度の活用（文化行政 P.41）	<p>「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」の公布（平成10）。</p> <p>登録美術品制度（平成11）が発足。</p> <p>国立美術館・博物館等の所蔵品による巡回展の実施。</p>	<p>優れた美術品を鑑賞する機会の拡大に寄与している。</p> <p>平成17年4月1日で23件の美術品が登録され、公開されている。相続税を物納する際、第一位の順位に扱われる。</p>	<p>国民に優れた作品を鑑賞する機会を広く提供するためには、展覧会主催者が負担する保険料を軽減するため、国家補償制度の導入を求める声がある。</p> <p>高齢者、障害者のための環境整備。</p>
4. 地域の博物館・美術館への展示等の支援の充実。他の美術館、学校等の施設と連携した活動の促進。（文化行政 P.42）	<p>芸術拠点形成事業（展覧会事業等支援）（平成14年度から）。平成17年度は44事業が決まる。</p> <p>「文化芸術創造プラン」（新世紀アーツプラン）（平成9年）による優れた自主企画等への支援。</p>	<p>地域社会の文化的水準の向上、生活の質の向上に役立っている。</p> <p>学校教育との連携は、教育活動体験のよき機会を提供。各地の美術館・博物館で取り組んでいる。</p>	<p>美術館・博物館等のネット・ワーク化の推進。</p> <p>国公立、私立の美術館からなる「全国美術館会議」、公立美術館からなる「美術館連絡協議会」等との連携について検討。</p> <p>小中学生向けの展覧会等のプログラムの充実</p>

	<p>日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による展示活動への支援。</p> <p>日本政策投資銀行の「文化芸術振興の融資制度（平成15年）による支援。</p> <p>小中学生の美術館の常設展観覧料の無料化。（平成14/4/1）</p>	<p>完全学校週5日制の実施に合わせた小中学生の常設展無料化は、将来の日本を担う子どもたちに出来るだけ多く美術館・博物館を体験してもらう上で大事なこと。</p>	<p>と教員の自己啓発など教育環境作りの推進。</p>
<p>5. 国立美術館、国立博物館の充実、指導的役割。（文化行政 P.85-89）</p>	<p>国立美術館（4館）、国立博物館（4館）の独立行政法人化（平成13）。</p> <p>東京国立近代美術館の改修（平成14年）。平成16年度に国立国際美術館が新館に移転。平成17年度には、九州国立博物館が開館予定。</p> <p>地震等の災害対策では、支援体制を整備する。</p>	<p>文部科学省の独立法人評価委員会、総務省の政策評価・独立法人評価委員会の評価を受ける。「多くの法人において業務内容の改善が見られた」と当初年度の評価委員会委員の所見。概ね良好か。</p> <p>平成17年は独立行政法人国立美術館、国立博物館の中期目標最後の年で、かなりの成果が期待できる。</p>	<p>展覧会事業では、新聞社等マスコミとの関係が強いだけに、より適切な連携関係を構築する必要がある。</p> <p>危機管理への意識を高め、必要な対応が可能にする必要がある。</p> <p>建物の免震性を高め、免震装置の展示台等を増やしていくことも必要。</p>
<p>6. 学芸員等の資質の向上（文化行政 P.43）</p>	<p>文化庁と独立行政法人国立美術館の主催で、美術館・歴史博物館学芸員専門研修会（5日間×2）及び美術館等運営研究協議会（2日間）を実施。</p> <p>国立美術館・国立博物館は、キュレーター実務研修（2月以上）を実施。</p>	<p>いずれもそれなりの成果はあったと思われる。各地の美術館・博物館の活動が、苦しい財政状態の中で、創意工夫をしながら地道に行われ、成果を見せているのも学芸員等の努力によるものであろう。</p>	<p>学芸員資格の見直し、学芸員の養成システム等の検討は必要であろう。</p>
<p>7. 美術品等の積極的な公開、先端技術の活用（文化行政 P.80-82）</p>	<p>「文化遺産オンライン構想」の推進（平成16年）。</p> <p>2003年度から1000館程度の美術館・博物館関係団体等からの文化財、美術品の情報をインターネットで検索公開できるように、サイトを整備。2006年を目処に進めている。</p>	<p>デジタル画像の使用については、著作権等を保護しつつ活用し、促進していく。手間がかかるが、必要なこと。情報の公開と適切な管理が要求される。</p>	<p>著作権の問題があり、鮮明な画像データが使えないという問題がある。</p>

関連事項

<p>8. 新進作家の育成 (文化行政 P.18, 19, P.25, P.76)</p>	<p>「新進芸術家海外留学制度」 「進芸術家国内研修制度」 「海外新進芸術家招聘事業」 etc.</p>	<p>「Domani 明日展」等で成果を発表。 新進作家展として好評。</p>	<p>創造性豊かな作家の養成をいかに行うか、最重要課題だけに今後更なる有効な支援方法が検討されてよい。</p>
<p>9. 文化芸術団体への支援 (文化行政 P.17-18)</p>	<p>文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会による美術等の展示活動及び創造普及活動への支援。</p>	<p>公立美術館等の展覧会事業への支援は、地域の芸術振興と地域の活性化に大いに寄与している。</p>	<p>民間企業によるメセナ活動が定着し、文化芸術支援に大きく貢献しているが、メセナ協議会等との連携と支援。(文化行政 P.29-33)</p>
<p>10. 文化交流の推進、日本の魅力の発信 (文化行政 P.77)</p>	<p>国際交流年における取り組み。 国際文化フォーラム、国際シンポジウムの開催。 優れた文化財の海外展の開催。</p>	<p>国際シンポジウム等は、文化交流にとって有効な方法であり、人的交流によって互いに深く認識し合うことが出来る。</p>	<p>主に日本の古美術展。現代日本の美術文化を紹介することも必要。 シンポジウムやフォーラムには、世界で最も目ざましい活動をしている美術館・博物館の関係者(館長に限らない)を講師に招くのもよい。</p>
<p>11. 芸術家等の顕彰 (文化行政 P.27)</p>	<p>「優秀美術作品買上」制度(昭和34)によって、前年度に発表された絵画、彫刻等から選考し、買い上げる。</p>	<p>地方の公立美術館等で展示公開。また国立美術館等で活用。</p>	
<p>12. 観光政策との関連</p>	<p>美術館、博物館が都市の文化施設として魅力を増せば、観光の拠点として位置付けられる。</p>	<p>東京の場合、施設の充実度は6割。文化芸術面での評価は低い(2001年度版首都圏経済白書) 美術館・博物館の活動が、経済的波及効果を生む。</p>	<p>都市景観の整備と保全。 経済的効果の見返りとして、美術館、博物館予算に反映させる。そのマーケティング調査研究等。</p>